

平成30年5月臨時会

河合町議会会議録

平成30年5月29日 開会

河合町議会

平成30年第4回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示…………… 1

第 1 号 （5月29日）

○議事日程…………… 7

○本日の会議に付した事件…………… 9

○出席議員…………… 9

○欠席議員…………… 9

○出席説明員…………… 9

○欠席説明員…………… 9

○議会事務局出席者 …… 10

○開会の宣告…………… 11

○開議の宣告…………… 11

○町長のあいさつ及び報告…………… 11

○会議録署名議員の指名…………… 11

○会期の決定…………… 12

○付議事件の一括提案理由の説明…………… 12

○諮問第1号の採決…………… 16

○諮問第2号の採決…………… 16

○諮問第3号の採決…………… 16

○承認第2号の質疑、討論、採決…………… 17

○承認第3号の質疑、討論、採決…………… 25

○承認第4号の質疑、討論、採決…………… 27

○承認第5号の質疑、討論、採決…………… 29

○承認第6号の質疑、討論、採決…………… 29

○承認第7号の質疑、討論、採決…………… 30

○承認第8号の質疑、討論、採決…………… 31

○承認第9号の質疑、討論、採決…………… 31

○承認第10号の質疑、討論、採決…………… 32

○承認第 1 1 号の質疑、討論、採決	42
○承認第 1 2 号の質疑、討論、採決	43
○承認第 1 3 号の質疑、討論、採決	44
○承認第 1 4 号の質疑、討論、採決	45
○承認第 1 5 号の質疑、討論、採決	45
○承認第 1 6 号の質疑、討論、採決	46
○承認第 1 7 号の質疑、討論、採決	49
○承認第 1 8 号の質疑、討論、採決	50
○承認第 1 9 号の質疑、討論、採決	59
○承認第 2 0 号の質疑、討論、採決	58
○承認第 2 1 号の質疑、討論、採決	58
○承認第 2 2 号の質疑、討論、採決	59
○承認第 2 3 号の質疑、討論、採決	59
○承認第 2 4 号の質疑、討論、採決	60
○承認第 2 5 号の質疑、討論、採決	61
○承認第 2 6 号の質疑、討論、採決	62
○承認第 2 7 号の質疑、討論、採決	62
○承認第 2 8 号の質疑、討論、採決	63
○承認第 2 9 号の質疑、討論、採決	64
○承認第 3 0 号の質疑、討論、採決	65
○承認第 3 1 号の質疑、討論、採決	67
○承認第 3 2 号の質疑、討論、採決	68
○承認第 3 3 号の質疑、討論、採決	68
○閉会の宣告	72
○署名議員	73

河合町告示第19号

平成30年第4回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成30年 5月 7日

河合町長 岡 井 康 徳

- 1 期 日 平成30年 5月29日
- 2 場 所 河 合 町 議 会 議 場
- 3 付議事件
 - 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町一般会計補正予算)
 - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町一般会計補正予算)
 - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算)

- 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町一般会計補正予算)
- 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算)
- 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町下水道事業特別会計補正予算)
- 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町介護保険特別会計補正予算)
- 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算)
- 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて (別冊)
(平成30年度河合町一般会計予算)
- 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて (別冊)
(平成30年度河合町国民健康保険特別会計予算)
- 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて (別冊)
(平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算)
- 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて (別冊)
(平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算)
- 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて (別冊)
(平成30年度河合町下水道事業特別会計予算)
- 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて (別冊)
(平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計
予算)
- 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて (別冊)
(平成30年度河合町介護保険特別会計予算)
- 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて (別冊)
(平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算)
- 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて (別冊)
(平成30年度河合町水道事業会計予算)

- 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定)
- 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて
(特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正)
- 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)
- 承認第22号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)
- 承認第23号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町介護保険条例の一部改正)
- 承認第24号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)
- 承認第25号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 承認第26号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)
- 承認第27号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険条例の一部改正)
- 承認第28号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)
- 承認第29号 専決処分の承認を求めることについて
(町長の給与の減額に関する条例の制定)

平成 3 0 年 5 月 2 9 日 (火曜日)

(第 1 号)

平成30年第4回(5月)河合町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成30年5月29日(火)午前10時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算)
- 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算)
- 日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町下水道事業特別会計補正予算)
- 日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町介護保険特別会計補正予算)
- 日程第13 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算)
- 日程第14 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(別冊)
(平成30年度河合町一般会計予算)
- 日程第15 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(別冊)
(平成30年度河合町国民健康保険特別会計予算)
- 日程第16 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(別冊)
(平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算)
- 日程第17 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(別冊)
(平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算)
- 日程第18 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(別冊)
(平成30年度河合町下水道事業特別会計予算)
- 日程第19 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて(別冊)
(平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算)
- 日程第20 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて(別冊)
(平成30年度河合町介護保険特別会計予算)
- 日程第21 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて(別冊)
(平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算)
- 日程第22 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて(別冊)

(平成30年度河合町水道事業会計予算)		
日程第23	承認第19号	専決処分の承認を求めることについて (河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定)
日程第24	承認第20号	専決処分の承認を求めることについて (特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正)
日程第25	承認第21号	専決処分の承認を求めることについて (河合町国民健康保険税条例の一部改正)
日程第26	承認第22号	専決処分の承認を求めることについて (河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)
日程第27	承認第23号	専決処分の承認を求めることについて (河合町介護保険条例の一部改正)
日程第28	承認第24号	専決処分の承認を求めることについて (河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)
日程第29	承認第25号	専決処分の承認を求めることについて (河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
日程第30	承認第26号	専決処分の承認を求めることについて (河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)
日程第31	承認第27号	専決処分の承認を求めることについて (河合町国民健康保険条例の一部改正)
日程第32	承認第28号	専決処分の承認を求めることについて (河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)
日程第33	承認第29号	専決処分の承認を求めることについて (町長の給与の減額に関する条例の制定)
日程第34	承認第30号	専決処分の承認を求めることについて (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
日程第35	承認第31号	専決処分の承認を求めることについて (河合町税条例の一部改正)
日程第36	承認第32号	専決処分の承認を求めることについて (河合町国民健康保険税条例の一部改正)
日程第37	承認第33号	専決処分の承認を求めることについて (河合町不適切事務処理等再発防止検討委員会設置条例の制定)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第37まで議事日程と同じ

出席議員（12名）

2番	大西孝幸	3番	清原和人
4番	馬場千恵子	5番	吉村幸訓
6番	岡田康則	7番	森尾和正
8番	池原真智子	9番	西村 潔
10番	疋田俊文	11番	谷本昌弘
12番	中尾伊佐男	13番	辻井賢治

欠席議員（1名）

1番 岡田美伊子

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康德	副町長	東 正次
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	堀内伸浩	教育部長	井筒 匠
企画部次長	森嶋雅也	福祉部次長	杉本正範
住民生活部次長	木村光弘	まちづくり推進部次長	中山雅至
教育部次長	上村欣也	安心安全推進課長	阪本武司
総務課長	上村 学	財政課長	上村卓也
税務課長	浮島龍幸	住民福祉課長	中野雅史
社会福祉課長	佐藤桂三	保健スポーツ課長	中野典昭
特命担当	梅野修治	住民生活課長	上村英伸
地域活性課長	福辻照弘	上下水道課長	石田英毅
生涯学習課長	大槻公男		
欠席者 (1 人)			
総務部次長	上村 豊		

会議に従事した事務局職員

調 整 員 堀 内 一 憲

開会 午前10時03分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第19号をもって平成30年第4回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成30年第4回臨時会は成立しましたので開会します。

尚、1番岡田美伊子議員より欠席の届出を受けております。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ及び報告

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、第4回の臨時議会を招集致しましたところを議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただき、あつく御礼を申し上げます。本日は諮問第1号から3号までの3諮問、承認第2号から第33号までの32承認、合計35案件を提出させていただいております。後ほど副長から説明をいたしますが、皆様方には慎重審議を頂きまして、ご決定を賜りま事をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、12番、中尾伊佐男議員、13番、辻井賢治議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

5月10日に全員協議会を開会しておりますので報告いたします。

会期については、29日、本日1日限りとします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りといたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より諮問第1から諮問第3号の3諮問、承認第2号から承認第33号の32諮問について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（東 正次） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、副町長。

（副町長 東 正次 登壇）

○副町長（東 正次） それでは、5月臨時会に提出致しました、諮問第1号から諮問第3号までの3諮問、承認第2号から承認第33号までの32承認、合計35案件につきまして、順次ご説明を申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

このことにつきましては、このたび松井美恵子（まつい・みえこ）氏が任期満了となりますので、同氏を再び推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町大字長楽474番地。氏名、松井美恵子。生年月日、昭和34年5月7日。

なお、参考に経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

このことにつきましては、このたび樽野和重（たるの・かずしげ）氏が任期満了となりますので、同氏を再び推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町池部3丁目10番9号。氏名、樽野和重。生年月日、昭和19年6月27日。

なお、参考に経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

このことにつきましては、このたび田村幹男（たむら・みきお）氏が任期満了となりますので、新たに山下聡一郎（やました・そういちろう）氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町泉台2丁目1番19号。氏名、山下聡一郎。生年月日、昭和31年6月27日。

なお、参考に経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

次に、承認第2号から承認第33号までの32承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分致しましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

このことにつきましては、去る5月10日、11日、24日の3日間、河合町議会全員協議会において、32承認全てについて、議員の皆様からの内容等多岐にわたるご質問などにお答えさせていただきましたので、簡単に説明させていただきます。

承認第2号から承認第9号までの8承認については、平成29年度一般会計及び特別会計の補正予算について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

承認第2号「平成29年度河合町一般会計補正予算（第5号）」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

承認第3号「平成29年度河合町一般会計補正予算（第6号）」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

承認第4号「平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

承認第5号「平成29年度河合町一般会計補正予算（第7号）」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

承認第6号「平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

承認第7号「平成29年度河合町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第8号「平成29年度河合町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第9号「平成29年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第2号）」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第10号から承認第18号までの9承認につきましては、平成30年度河合町一般会計並びに7特別会計、1企業会計の当初予算について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第10号「平成30年度河合町一般会計予算」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第11号「平成30年度河合町国民健康保険特別会計予算」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第12号「平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第13号「平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第14号「平成30年度河合町下水道事業特別会計予算」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第15号「平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第16号「平成30年度河合町介護保険特別会計予算」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第17号「平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第18号「平成30年度河合町水道事業会計予算」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

次の承認第19号から承認第33号までの15承認については、河合町条例の制定及び一部改正について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第19号「河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の

制定」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 20 号「特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 21 号「河合町国民健康保険税条例の一部改正」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 22 号「河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 23 号「河合町介護保険条例の一部改正」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 24 号「河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 25 号「河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 26 号「河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 27 号「河合町国民健康保険条例の一部改正」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 28 号「河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 29 号「町長の給与の減額に関する条例の制定」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 30 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」について専決処分致しましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 31 号「河合町税条例の一部改正」について専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めます。

承認第 32 号「河合町国民健康保険税条例の一部改正」について専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めます。

で、これを報告し承認を求めるものでございます。

承認第 33 号「河合町不適切事務処理等再発防止検討委員会設置条例の制定」について専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めます。

以上、提出致しました 35 案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎諮問第 1 号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案については原案のとおり松井美恵子氏を適任者とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり松井美恵子氏を適任者と認めることに決定しました。

◎諮問第 2 号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案については原案のとおり樽野和重氏を適任者とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり樽野和重氏を適任者と認めることに決定しました。

◎諮問第 3 号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案については原案のとおり山下総一郎氏を適任者とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり山下総一郎氏を適任者と認めることに決定しました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 承認第2号の専決処分について確認したい事項がございますので、ご回答お願いしたいと思います。たびたび過去にお願いした、あるいはどういうお考えかについて問合せしてるんですけども、これについては全くご回答がないと。昨年12月5日の新聞報道で明るみになってから、議会や住民に対してその経緯あるいは未払いにいたった理由とかが未だに報告書も出ていないわけですね。町は再発防止委員会を設置して2回、委員会を開催してるわけですね。まず1つは委員会の最終報告は出るまでは、住民に対して説明会もしないという過去の姿勢についてどのような所見を持っているのかについて、確認をしたいと思います。それから7,000万円の専決処分の後、支払いはされてると思うんですけど、具体的にはいつ、いくら支払ったのかを明らかにしてほしい。それから5月22日の新聞報道によるとですね、ごみ焼却施設の修繕費は1,800万円の専決処分をされてるんですけど、報道によればですね、1,458万円の支払いがなされた。まず1つ補正予算で1,800万円を計上した理由はどこから来てるのかが1つですね。それから既に1,458万円がなぜ出たのか、19%値引きされてるわけですね、これは協定という事なのかどうか分からないですけども、その交渉の経緯とかですね、この金額算出の根拠を説明できるかどうかですね、これをお願いしま

す。3つ目はですね、補正予算の金額1,800万円との差額342万円は町としてどのように考えるのか。残ったお金だという事だと思うんですけどね。20%近い金額が補正を専決した後に、こうした交渉してる事についてどのように考えてるのか。それから、もう1つ新聞報道にも出ておりましたけども、工期を3月27日と28日としたという事ですけどもこれはどういう理由でしたのかという事で、新聞報道であるので私も確認をしたわけでは無いんですけど、書類上のつじつま合わせの為、やむを得なかったという回答をしている様ですけどね、書類上のつじつま合わせとはどういう事なのか、書類さえ整っていたら良いのかという事ですけどね、既に明るみに出ているわけですから、なぜそうすべきなのかという事について行政の考え方なのか、5年10年先にこういう書類が出てきた時にきっちり出来た事の証拠書類になるわけですね。そういう事について回答されてるんですけども、やはり議会にきちっと何故そういう事をしたのかという事について回答をいただきたいと思うんですね。それから、通常の修繕工事については、当然一連の流れで、例えば合い見積もりをするとか、発注をするとか、完工確認をすると支払いという事になるわけですけども、こういう流れの中で流れに合うような形で作ったかどうかですけどね、一連の流れの手順はどのようにしてるのかについて教えてほしいと思います。それから、財源の定点についても説明してほしいです。補正案では、財政調整基金、ようするに基金繰入金4,060万円。それから町債2,940万円としたんですね。この町債と財政調整基金からの繰入金の数字が出たという理由ですね、それから支払い後の財源定点はどうなるのか。例えば、調整基金を減らすのか、町債を減らすのか、両方共減らすのかについて、説明お願いしたいと思います。それから、今回の財源定点に設ける起債の条件はどのようになるのか。一度回答があったと思うんですけど、過去に実施した工事であっても起債は可能だという答弁があったと思うんですけどね。もしそういう事ができるのであれば、今後もそういう事が起こり得る可能性があるわけですから、その点についてのきちっとした回答をお願いしたいと思いますね。以上です。

○住民生活部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○住民生活部次長（木村光弘） 私の方から、清掃工場についてのいくつかの質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、工事の支払い日はいつだったかという質問があったと思います。支払いにつきましては4月16日に1,458万円の支払いを業者の方にさせていただいております。次に補正が1,800万円、実際の工事は1,458万円なのに何故補正が1,800万円だったのかというご質問で

すが、これにつきましては、まず工事の概算見積もり工事費として金額1,800万円の見積もり等をいただいております、それについて補正予算をさせていただいてところでございます。その後、3月中の専決処分をされました事に業者との清算手続き等の事務処理にあたりまして、最終1,458万円というような事になりました。次に差額はその後どうするのかという事ですが、あとの350万足らずの額ですが当然、不要額で決算での処理をさせていただきたいと思っております。この辺の下がった理由につきましては、工事等を同時に施行したという事もありまして色々な共通架設、諸経費等の削減、コストダウンが働いたことにより、このような額が値引き削減されたという事になっております。工事契約が3月27日つけで工期が27日・28日の工期という事のご質問ですが、これにつきましては、今までも答弁してます不適切な事務処理をしてたわけでございますので、実際の工期につきましては、こちらにまとめたものもございまして、これにつきましては予算補正が専決で決まった事によりまして、後の手続きがかかる工期というような取り扱いをさせていただいて、そのような工期を記載させていただいた所でございます。後は、普通であれば一般敵な事務の流れかという質問があったと思っております。普通であれば当然、当初予算が確保されるなり、補正予算等で確保された後に業者の見積もり合わせ又は入札等の事務を行い、その後額が決定されて契約。契約後に工期をするという事が普通、工事等の流れの一般事務でございます。終了すれば、検査を行いその後、支払いを行うというのが一般の事務の流れとなっております。以上でございます。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 一般的な手順の説明があったんですね。そうしますと、それに照らし合わせた場合ですね、工期完了してるわけですね。1,800万円概算という事ですけど、修理は終わってるわけですね、そうするとその時に額について当然、補正予算あげる前にきちっとした金額を求めて協定なり話し合いをするという事はできたと思うんですね。そこはやってなかったと理解するんですけど何故やらなかったのか。通常の手順では工事を完工すれば当然そこに具体的な金額の協定とか中身をチェックする。概算が1,800万円と、協定して話しして1,458万円と。中身の答弁がちょっと分からないという事なんですけど。それから、手続き上の話しになると、書類でしか確認すべき物が無いんですね。今、おっしゃったように工期2日でしたという事は、普通は考えられないですね。例えば、別紙で工期をいつからいつまでと確認できるようにできたはずなんだけど、今の答弁ですと、何か便宜的に書類を作るという考え方になるとすれば危惧するんですね。過去の未払いもそうですけど、書類を

チェックして、確定の日を入れるという事になった時に行政の事務処理について疑いが出てくるんですね、実態を現してないという事になるわけですね。そうすると既にこうやって分かってる内容でもそういう事について、お考えはいかがなものか、こういう事がまかり通るんであれば、やっぱり問題だと思うんです。書類の偽装になるんじゃないですか。もしこれが偽装にならないという事であれば、その説明をお願いしたいと思います。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 工期につきましてですけれども、虚偽の契約書と誤解されない為に実際の工期は別紙で作成いたしまして、保存する支出関係書類及び担当課の環境衛生課で保管する書類に記載しておりますので、一連の内容として保存されますので後日誤解される事のないようにしております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 先ほどの中の今回の不適切な事務処理の経緯の公表という事のお話でございます。12月5日新聞報道により、明らかになった現状でございます。その内容につきましては、2月16日をもって全員協議会の方で議員のみなさんに説明をさせていただきました。3月の頭に臨時議会を開催していただいたところでございます。その中で当然いたった理由とかそれについては分析させていただきました。ただ、行政として一連の流れを公表する場合においては、やはり解決策まで示さないと色々な所から批判も出ることもございます。そういう事からまず、職員による検証会議で色々な分析等行いまして、その結果をもって今現在、第三者による事務処理等再発防止検討委員会の中で検討していただいているところでございますので、その結果が出れば必ず公表させていただき、説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくご了承の程お願いします。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○財政課長（上村卓也） 先ほど、質問いただきました財源の還元についてお答えさせていただきます。財源につきましては当初、清掃工場につきましては地方債2,350万円。住宅につきましては1,590万円の地方債を充当するという形で予算をあげさせていただいております。これにつきましては、平成29年度に実施した分という事でその分に限り地方債充当という事

で予算をあげさせていただきました。その残り財源の不足する部分につきましては基金からの繰り入れという事でさせていただいたところでございます。最終的な部分でのお答えにつきましては、地方債を充当させていただくという形で予定をしておりましたが、県と協議するという事で当該予算が議会の議決が得られないこと、貸付決定までに時間的余裕がなかったという事で県としましても貸付する事が困難であるという事になりましたので地方債を予定しました部分につきましては一般財源で対応したところでございます。もう1つの質問として、既に工事を実施している部分について起債が充当できるかという事でございます。その事については当該年度に工事が実施されて、又その工事について支払いが終わっていたとしても、その後起債の申請という形でしても別段問題無いという事になります。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 質疑させていただきます。先ほどの西村議員とよく似た感じなんですけども。ダブルところもあるかと思いますが、改めてお答え願いたいと思います。3月7日に7,000万円の工事未払い金、町長が専決されて支払いがされてました。焼却設備工事期間が3月27日から28日の2日間の工事日程。先ほど聞きました、つじつま合わせではないかなと私も思います。1,800万円の工事費が1,458万円で決済されております。それなら工事費は最初から1,458万円で決済すべきではなかったのではないかと思います。また、残金342万円本当に高額だと思います。これも町民の税金でありますので。担当課で残金342万円の流用、流用っておかしいですね。どういうふうにもう一般会計に戻されるのか、もう一度お聞かせ願いたい。二日間の工事書類に対して、後世に理解できるような説明文という物を今、部長の方から作っております。という事なんですけど、これは一般住民には見せれるようにしていただきましたかなと思いますし、今回の理事者の方からの.....という事なんですけど、県の方からこれに対しての指導というのはあったのでしょうか、その辺の事をお聞かせ願いますでしょうか。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 1,800万円から1,458万円で契約した残金、342万円につきましては一般会計予算に残っておりますので、流用等はしておりません。27日から28日の工期がつじつま合わせではないかという事につきましては、あくまで書類として財務会計処理の中

で契約工期を必要事務に必要な機関という事で儲けまして、工期として記載させていただきまして27日から28日とさせていただきました。この不適切事務処理の後世に残すという事は、先ほども申し上げましたように実際の工期等を含めて別紙で作成しまして担当課及び支出関係書類の方で保存しておりますので、それは後世の誰が見ても分かるようにしておりますので、それは間違えないと思います。それを一般の方という事につきましては、形はどういう形になりますか分かりませんが、検討委員会の方で検討していただくなりして、検討させていただきたいと思います。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 県の指導とかあったのかなという事が漏れてたのかなと。と言うのは河合町は昨年度に起債許可団体という事で認定されておりまして、普通の地方自治体よりもちょっとイエローカードではないかと決められておりますので、そこで河合町こんな事してたらあかんやないかという事で県の指導があったのか、なかったのかお聞きしたいとおもっています。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 今回の不適切事務処理、全て県に説明をさせていただきました、その上で明らかに当方の非があるという事も含めて説明させていただいております。そういう事から県も今後このような事は無いようにと指導はいただいております。そのことを十分ふまえて今後対応してまいりたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） お聞きいたします。住宅修繕費ですね、毎年2,000万円ないし3,000万円が計上されてるわけですね、にもかかわらずこの予算枠を超えた修理費が毎年いってるわけですね。なぜ、この予算枠を超えた額をそのように工事されるのか、その年の予算がなくなった時点で今年はこれで予算終わります。というような事ができなかったのか、突発的な雨漏りやガス漏れのような突発的な事故がある場合はあり得る事は考えられるわけですが、積もり積もって、未払い額が7,000万円にもなるような工事の未払いが平然として毎年行われておったのか。この予算枠を超えた修繕がなぜ度々行われておったのかを少しお聞きいた

します。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 住宅修繕の予算枠を超えた修繕を行っているのではないかとこの事についてなんですけども。私が確認した時点では既に過年度分がございましたので、予算枠を超えてというよりか、過年度分の支払いを当初予算から過年度分の支払いに充ててたという事がございまして、当該年度の修繕につきまして元々が不足する状態でスタートしてるのところから今、議員もおっしゃったように雨漏り、ガス漏れ等、水道の漏れ等がございまして、そういう事について緊急を要する必要があるという事でやむなく修繕をいたしておいた現状でございます。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 確かに、今おっしゃられました緊急性。これは当初に陳べましたように突発的な事故ですね、雨漏り、ガス漏れ等々、予期せぬ修繕は発生するわけですがそれにしても7,000万円というのは高額な支払い金額が滞ると、私は認識の甘さがそのような未払い金の累積になっていくのかなと思っておりますけども、その辺は適切に毎年処理されておったのか再度お聞きいたします。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 7,000万円につきましては当然、7,000万円の中には清掃工場関係も含まれておりますので、実際には住宅修繕につきましては5,200万円という事でご理解願いたいと思います。当然、修繕に費用、町と入居者の負担区分等もございまして、ただ、い以前はそれが不明瞭であったというところもありましたので、それを明確にして進めていくという事で対応しております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 討論ですか。西村議員。

○9番（西村 潔） はい。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 今、色々答弁いただいた情報でもってこの承認、不承認という視点で考えた場合、これは承認できないなど。色々な面があって私の質問の答えの中でも、住民に説明するというのは防止委員会出てからとかですね、しかし良く考えてみたら今の中でもなぜそうなったかについて説明が十分議会でもなされてないわけですね。これは、行政側が色々な事をやってきてるわけですから、行政側がデータを持ってるわけですね。そういうデータを検証して内部の職員でやってるといふ事になれば、当然分かってるはずですね。堀内部長は就任してから分かったという事ですけど、これは就任前からあったという事は確認されてると思うんですね。今、予算をオーバーしてやったと、しかしこれは本来であれば予算オーバーだったら当然、補正であげて専決するとかにしてたわけですけど、それがなかなかできてなかったという体質の問題ですね。手続きの問題。書類上こういう事態が分かったとしても必ず書類をきっちりと作らないとあかんという事で実際の工期を2日間で載せるとかね、別紙のところで説明するとかね、このような考え方自身が問題があるんじゃないかと思うんですね。という事は行政書類は偽装されてる可能性があるという事ですね。実際と違うところを記載されてるといふふうに印象を受けるんですね。これは国会も同じことですね。無いものが出てきたとかね。そうすると不信感になるわけですね、そうすると行政側は防止委員会で議論をする前にどういう経緯でどうなったかについては開示しないことには、防止委員会で説明しても、質問を受ければ答弁するだけの話しであればね、具体性も出てこないし、防止というだけではすまないわけですね。防止というのは原因があるんですね。何故そうなったのかという事はみずからが告白を実際にしないといけないですね。堀内部長も就任してから分かったと言ってますけどね、それは分かったという事は当然管理上の問題という事になりますよね。その辺の事から考えますと事務処理上の問題もあるわけですし、執行する問題もありますし、区分のそういう事をやってなかったという運用上の問題もあるわけですね。色々な問題がからんでるわけですね、そういう事を1つ1つ開示してほしいんですね。開示をせずに、ごめんなさい。すみません。という事だけで防止委員会をお願いします。と言うのは少し筋が違うんじゃないかと思うんですね、防止は防止。防止をする為には実態がどうだったかという事が分からない事には、委員会の委員の方から質問うけて「こういう資料を出して下さい」という事を待ってるという事ですかね。それはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですね。そういう意味からして、専決をする金額を1,800万円でやってるんだっ

たら、手順どおりでいけば、補正予算する前に協定はできたはずですね。それをやってないわけですね。そういうような手続き上の問題も色々あるんです。これは体質というのかどうか分かりません。だけど、それをきっちりと綺麗に洗い出して審議するところを出さない限りは防止委員会でも議論がどこまで行くかわかりませんよね。そういう事からすれば、ただ単なる専決の権限があるからといってですね、専決してしまうという事は避けてほしいですね。そういう事から不承認という事になります。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 討論します。今回の承認2号に対して専決されたという事なんですけど、平成27年に未払いが発覚してから担当部長への的確な指示も無しで未払い工事を繰り返してたという事で私は不適切な議案と考え反対といたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

これより、承認第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町一般会計補正予算）は承認することに決定されました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 専決処分の中で一般会計補正予算として基金から4,060万円、先ほどの

承認と関係してくるんですけども、財政調整基金を取り崩ししてるわけですね、先ほどと答弁では起債ができないという事で一般会計で払うという事ですから、そうするとこの基金から取り崩しは予定どおり4,060万円という事で理解していいのかが1つですね。それから、財政調整基金の残高見込み、今は5月末ですからほぼ数字が固まってると思うんですね、これがいくらあるのか。もし正確にはできないのであれば概算で見込みを教えてくださいと思います。そういう事で、もう1つは財政調整基金を4,060万円を取り崩したという根拠ですね、起債の分を一般財源でやるということですけど、これは何かあったのかどうかですね。この2点について答弁をお願いしたいと思います。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○財政課長（上村卓也） 財政調整基金という事で、今回の専決部分につきましては、基金の取り崩しという事で予算に、1,143万6,000円というであげさせていただいております。西村議員がおっしゃっていただいている部分につきましては3月7日付けで専決をさせていただいた部分での予算として4,060万円ですかね、基金を繰り入れするという形の予算をさせていただいております。今後29年度の見込みということなんですけども、ご存知のように今月末に出納閉鎖という形になります。最終的な作業を今しているところでございます。実際に予算という形で予算よりは下回るというふうには考えておりますけども、具体的な金額は決算の時に報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 出納機関が今月末という事で確定するまでは回答できないという一環の後答弁なんですけども、アバウトには出てるんですからアバウトを言っても問題ないと思うんですね。というのは、財政調整基金をこれから取り崩しをどうなってるかについては、我々としては関心が高いところです。既にこの予算が5,000万円5,200万円取り崩していくことになるんですね。そういう事になればやはりこれだけでいいのであればいいんですけどもこの数字でもっていくらの予想してるかについての答弁をお願いしたと思うんですね。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 基金の残高の話でございます。財政課長が申し上げましたように、確実なところというのは、財政再度としては抑えて公表したいところでございます。ただ、

現在の予算額として最終的に今3号補正の案件でございます。最終的に3月末専決処分というかたちで第5号の補正、承認5号のところにも一般会計補正が出てきますが、その辺りで最終的な予算上の基金取り崩しが確定するところでございます。それによりますと1億程度基金が残ると。何回も申しますように、出納閉鎖までの間に歳入が入ってくるやつ歳出で執行残等々いっぱい出てきますので、その辺も加味したうえで最終的に基金の……決まるという事でご了承をお願いします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町一般会計補正予算）は承認することに決定されました。

10分間暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 再開します。

○議長（疋田俊文） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 国民健康保険の中でですね、出産育児一時金というのがありまして、これがかかり減額されてる。これを減額というのは、予算と乖離するという事は、あまり考えられないと思うんですね。例えば大体手帳とかあるわけですからね。何故これだけ29年度大幅に減額になってるのか。30年度の予算との関係も出てきますけど、これについて何か特別に見込み外の人数が大幅に減ったとか、出産がほとんどできなかったのか、この辺について具体的に説明してほしいと思います。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中野課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 出産一時金の減額につきましては、前回の全員協議会でもご質問いただいたんですけども、過去の実績に基づいて予算を見積もってたんですけども、加重的な見積もりという事で一般会計の繰り入れ金額との兼ね合いもありまして減額をさせていただいて補正対応させていただいたという事です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算）は承認することに決定されました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第9、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町一般会計補正予算）は承認することに決定されました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第10、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算)は承認することに決定されました。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第11、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度河合町下水道事業特別会計補正予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度河合町下水道事業特別会計補正予算)は承認することに決定されました。

◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第12、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度河合町介護保険特別会計補正予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度河合町介護保険特別会計補正予算)は承認することに決定されました。

◎承認第9号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第13、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算）は承認することに決定されました。

◎承認第10号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第14、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河合町一般会計予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 30年度の新しい予算ですけども、この中で町営住宅の補修費3,130万円なんですね、前年度より約1,000万円強が増額されてるんですけども、確か去年の6月に区分負担というのができておりまして、入居されてる方がどこまで負担、これは町が負担とい

うような区分負担ができてると思うんですけど、それでも1,000万円強という増額になって
るとというのが、納得いかないのかなというところなんです。この区分負担、今のこの中で大
まかでいいので、ガラスの破損は住民さんですよ、雨漏りは町が直しましょうとか、大まか
でいいので、何項目かあると思うんですけど、ここで教えていただけたらなと思うので願
いします。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○住民生活課長（上村英伸） 回答させていただきます。平成30年度の住宅修繕、昨年度より
も増額になっている理由としましては住宅の老朽化が進んでおりますのでそれに伴います屋
内部分、屋外部分、下水道、電気、ガス設備、共有部分で予算かささせていただきました。屋
内部分につきましては、雨漏りによる天井と壁、床の大部分の補修等をいれさせていただきました
ました。屋外部分としては、雨漏りによる屋根の補修、外壁ですね。水道、電気、ガス設備
につきましては污水管、ガス管の補修、給湯器の取替え。共有部分としましては防犯灯の
補修のそういった部分で予算化させていただきました。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 今、課長から報告あったんですけど、今期はそういうふうで大規模でさ
れるのかなと思うんですけど、次の年、31年度、32年度になったら少しづつ、というのは他
町はやはり、近隣は1,000万円以内の予算立てでやられてますので、その辺を目指してやっ
ていかないともっと、もってってなってしまうかなと思うんですけど、ちょっとお聞かせ願
いますでしょうか。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 当然、修繕は今おっしゃったようにできるだけ少ない費用で、
目標としては立てておるわけですが、実際のところ老朽化が進んでいるというのは現状
でありますので、そういった物については発生した物の対する修繕ではなく計画的に補修を
していく事と分けて今後、計画を進めて行きたいと考えております。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今の財政状況を考えますと、審議不十分、又これから住民生活の犠牲も

伴う多額の費用がかかる認定こども園には不承認とします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 引き続いて、予算の方に移るという事なんですけど今、修繕のお話が出たんですね、区分の表ができた。できたからと言ってこれをいかに周知して実行していくかについての課題があると思うんですね。過去にこれをずっとやってきたという事ですから、色々な現場でのトラブルがあるわけですね。区分表についても、負担表についても色々これからも課題がでてくると思うんですね。30年度の予算において、以前に質問状を私は出さしてもらったんですけど、資料等をお願いした経緯があったんですけど、これも未だに出てない。どうしてかと言うと周知徹底するには難しい場面があるんですね。区分表をあげて、「はい、これでいきますよ」と言っても、なかなか居住者の方ほどどこまで理解するか難しいと思うんですね。そうすると30年度の予算で、過去にどれだけの区分表に基づいて町が負担しないといけないという事の試算をお願いしたことがあるんですね。そうしないとこの予算をそういう考えていかないと、適切な数字が出てこないわけですね。老朽化による増は増えるかもしれませんが、その辺のところは過去何回かに分けて質問状とか資料をお願いしたんですけども、この平成30年度についてどういう積算で負担区分に基づいてやってると思うんですけど、どこまでできたのか、どういう手順で業者さんに工事を周知照していくのか仮に、行政がしたときに現場へ行くと思うんですね、この負担表に基づいて。これとこれは駄目という事を説明すると思うんですけど、そういう物を前提にしてこの30年度の予算が出来上がったのかどうかですね。積算について当然、予算書というのは、予算請求書があるんですからあんなに色々な区分、どういう修理をするという事は、出てると思いますし、予算は予算です。それを越えた場合は補正になるという事ですけどね。その補正の問題もこれから出てくるわけですけども。まず、予算の組み立てについて、現場でどのように指導していくのか。そういう事を前提にしながら補正あげていってもらってると思うんですね。その結果、この3,000なんぼ出てきたわけですから。これについて、今現在予算を組み立てた中での情報を提供をお願いしたいと思います。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 平成30年度の予算につきましては先ほど課長の方からお答えさ

せていただきましたとおりの積算で計上させていただいております。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 町有地の売却の予算ですけど、広瀬台の所では値段をどんどん下げても、その見積りの仕方を教えて下さい。

○総務課長（上村 学） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○総務課長（上村 学） 広瀬台の方ですが、鑑定評価額というもので、行いました。その金額につきましては、1億324万2,000円。それから固定資産税の次に下げたのが、固定資産税路線化評価額これに基づきまして、9,284万1,000円。その後、まだ不調に終わりましたので最終的には裁判所が執行する競売物件の額ですね、それが民事執行法という事で、鑑定評価額の80%となっておりますので、それに計算いたしまして、8,024万8,000円という形で報告させていただいておりますが、現在はまだ不調に終わっております。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） それでは認定こども園について質問します。去年の時にですね、人口増態とか財政シュミレーションというのを出示してもらったんですね、こども園の数、ようするに人数ですね。これについて出示してもらったところ、定員が平成21年に開園したときには359人になると、以下ずっと359人で続くと、いう視点なんですね。これは当然、町長の方針としてはそこを目指してやって行くことは理解できます。但し、これを実行するためにはデータがあるという事はなんらかの基本的な調査とかをしてるわけですね。これから河合町で待機児童がどんどん増えてるとかの状況ではなくて、新たに保育所と認定こども園を合体して造るという事ですから、これから色々な問題がこれから出てくると思うんですね。そこで質問いたします。現在平成18年度では、実績が275人が359人になるという事ですね。これについてね、例えばお母さんの方が現在どの程度就業しているのか、どこの幼稚園、保育所に行ってるのか、そういうデータがあるかどうかですね。それから人口動態では減っていくわけですね。しかし、減っていくにも係わらず定員どおりに子どもを預かる。保育所と幼稚園とはちがうわけですね。教育と保育と違うわけですから。そういう問題も過去質問させて

いただいたんですけども、なかなか具体的な回答が出てこない。なぜ出てこないのかという事ですね、マーケティング、例えばお母さんの働き方、これも変わってくるわけですね。5年後10年後。そういうものをどう捕らえて、こういう359人が出てきたのかとかね。現在のお母さんは何人いて、どこの幼稚園に行って、町内、町外とか。そういうものを具体的に精査というか調査をやっているのかどうか。これからは、色々な働き方が出てくるわけです。その辺はどう見てるのか。例えば在宅で仕事するお母さんも出てくるわけです。色々な形態が出てくるわけですよ。これは今は、そういう形になってなくても3年、5年、10年先には出てくる可能性があるわけですから、そういう事をふまえて、私は希望としては359人定員どおり、お子さんの教育をしてもらおうと、決まったことですからね。その為にはどうしたらいいのかというのを、今からやっていかなければなりませんよね。保育の事やから0歳児は非常に手間がかかりますよね。幼稚園とは違うわけですから。私の孫も3歳で0歳から保育所に行ってるんですけどね。これは認定こども園ないんですね。そういう事で色々な課題が出てくるわけですから、そういうものを調査した結果、出てきたという事なんで、この359人はただ単なる目標なのか、実際にそういう事をできるという見込みでやっているのかその辺のデータをふまえて回答してもらわないといけないですね。教育の問題もありますね、保育士さんの問題とか。保育士さんも臨時雇いの方も転々とするわけですよ。あっちこっち動くわけですよ。何故動くか。教育体制や給与の問題があるわけですから。そうする事で全体的に財政シュミレーションと言いますかね出資計画を立ててくださいという注文を出したんですけども、あれを見ますと、人件費だけしか無いんですね。減って行ってるのが。その辺は各項目についてのデータがあるはずですよ、そういうデータの提示も無く、ただ単なる数字で回答するというのは裏づけがないということです。当然それは出してもらわないといけないんですよ。これからなんです、決まったことは決まった。しかし、これを維持していかないといけないわけですからね。箱もんだけ作ったらいい時代ではと私は思ってるんですけど、しかし、作ると行政が専決したわけやから。何とかこれを実現するためにどうしたら良いかという事をこれからは議論していかないといけないので、この事についてしっかりしたデータ、お考え、マーケティング、教育それぞれ色々ありますね。場合によっては午前中だけ子どもを預けるとか、1時間だけとか、病気した時にはお母さん仕事場から呼びつけるとか、色々な問題が出てくるわけですね。そういうことにどの程度、河合町の認定こども園が他のお母さん方たち、町外に住んでいるお母さん達に、「こんな良い認定こども園あったら行きたい。」というぐらいのそういう物があるのかどうか。それから民間は競争原理

効いてますね。行政の方は競争とかに本当にできるのか危惧してるわけですね。この点は色々いっぱい課題があるので、なんとかこれからクリアする方向で検討していかないと、という事なんで、その辺のことは何年もやっておられるので分かると思うので。それが分かりやすいような形で住民や議会に提案をしていただきたいと思いますね。以上です。

○社会福祉課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤桂三） 運営費の部分なんですけども、かなり担当課としては近隣の市町村、規模的に本町と同等レベルの部分の中で、以前から説明させてもらってるところなんですけども、再度説明させていただきたいと思います。歳入については、素案1号、認定保育料、給食費、通園バス利用料を反映し国庫、県補助金については新たに実施する一時預かり保育事業などを追加して算出しております。歳出につきましては、配置職員や委託業務については住民説明会、保護者のご意見を反映させていただきプロジェクト会議で検討協議して変更し、給食材料費以外のその他の維持運営費については同一規模の幼保連携型認定子ども園を設置している町の決算額を参考にさせていただきました。次に、開園後の運営費の収支計画ですね、これ大事なところなんですけど、先ほど言われたように人数の359人、これにつきましては、最初の目標数字というような部分です。ただ、29年度末での人口動態シュミレーションという事で、西村議員は財政シュミレーションという事を言われておりますね。その中で現在30年4月1日の数字なんですけど、その時点では子どもの数が減ってるにもかかわらず現在は279名になっております。これにつきましては、全国的に保護者の方が教育プラス保育を求めている状況に変わってきていると。これは県内の市町村の色々夜とか勉強会とかさせていただいてるんですけども、これは逆に河合町は幼稚園の児童数の減が少ないよねと。それは地域性があるのかなと。ちょっとした勉強会なんですけども、そういった中ではそういった話しもさせてもらってます。やはり、一番大事なことは、西村議員がおっしゃられたように、特色のある教育を実施しながら、駅が至近であるという立地条件と環境という部分を売り物にして少子化の中でも239名という人数は確保できるかなと。やはり、前回のアンケートの中で保護者の方はやはり通園バスの問題、給食の問題。という部分の中を重視されておられました。そういった中で計画地で実施し、給食、通園バスも当然考えておりますので、そういった部分の中で言えばやはり、359人というのは確保していきたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今度の予算の中で認定こども園を含む、12億円を専決されてるわけですが、それに併せて小学校の統合という事で、5,000億使うということなんですけども、認定こども園に6億の交付金で返ってこない部分の6億円を使うという事なんですけども、認定こども園に使う6億円で、まず子育て支援を徹底した形で行う。そういった中で河合町へ行ったら子育てしやすい、安心して子育てができるというような町づくりをまず進めていく中で子どもさん、現に出生率も低くなってるとし、産まれてくる子供さんも少なくなってきた中でそういうった施策を思い切っしてしなければならぬ時期かなと思います。それは、認定こども園を、急いで作って良い器を作っても入ってくるというような、子どもさんが戻ってくるというような確率でもかなり高い確率で実現できるのではないかというふうに私は思ってます。それと、この時期に小学校を統合するのにお金をまた借金に借金を重ねるような施策ですけども、この時期でなくてももう少し融通を利かせた施策にならないかと思ってます。みなさんご存知なように三小の中では、三小校区のボランティアの皆さんと学校の子どもさん先生との間が凄く良い関係で進められているのはご存知だと思います。その中で子ども達もイキイキと過ごしてるわけですけども、そういった環境を続けてもらいたい、少人数のモデル校として進めてもらいたいというふうに希望しているところですけども。この時期に合わせなくても少しずらして進めてもらっても良いのではないかと思ってます。それと認定こども園ですけども、それぞれの施設、幼稚園、保育所が老朽化してるという事でそれぞれの所に預けてる親御さんにとっては、良い環境で過ごさせたいという希望はもちろんあるかと思いますが、今までこのような老朽化に至るまでの間、その折々にメンテナンスをきちんとして来なかった現われではないかと思えます。保護者の方からもそういった意見があったのかなかったのか分かりませんが、町としても子ども達が安心して過ごせる耐震化もきっちりした中で保育、幼児教育を進めていくのは町の責任でもあると思います。今度の予算の組み立ての中で、子育てのしやすい、お年寄りも安心して暮らしていける街づくりの中身になっているのかという事も疑問なんですけども住民サービスが低下しない形で予算を組んでいただきたいというか中身を充実させていただきたいと申し上げておきたいと思えます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） 子ども園の関係なんですけども、ちょっと先になると思うんですけど、国の施策として19年10月からですかね、幼母完全無償化、完全無償化と言われておます。その関係でこの子ども園を運営した場合ですね。運営上何か影響があるのかどうかの部分をお聞きします。

○社会福祉課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤桂三） ちょうど第2回のタウンミーティング11月27日にさせていただいた時に、大手新聞の方に載ってまして、当然、児童福祉担当課及び教育担当の方で準備室時代の話なんですけども、無償化の動きは必ず有るというのは今の政党が話ししてましたんで、それに対して今、大西議員が言っていたように今までのように普通交付税に算入されるのかそれとも国庫補助金としていただけるのか、凄く本当に大事なところでございます。だから当然我々もこれから県等、都道府県の会議に行きまして、無償化に対してはありがたい。実際に使われる子育て施策を十分理解してるんですけども、やはり我々市町村の立場としましては、それに対する財源はどのように確保していただけるのかというのは大事な問題でございます。それは今後とも情報を収集しながら国、県へ要望していく大事なことだと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○11番（谷本昌弘） 議長、討論です。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 文字通り認定こども園の建設にあたっては、賛否、本当に約ですが賛成1,500、反対1,500というように河合町を二分するような署名簿が提出されております。それほど河合町の住民の方々にとりまして、大きな問題だったと思いますが、これを町長が一人で専決されたという事になるわけですが、住民投票に訴えるという方法は考えられなかったのかと大変に残念に思っております。以上です。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 反対討論させていただきます。平成30年度河合町一般会計予算75億2,000万円の高額な予算は今の町の財政では分不相応かなと思います。認定こども園12億円強の町の将来を揺るがす恐れがあります。町民の貴重な住民.....行為を専決ではなく、認定こども園事業は住民投票で決定すべきだったのかなと思います。町長、今からでも遅くないですよ。今一度、建設を再考しませんでしょうか。数年後、廃校になるといわれる第三小学校後なら安くできるかと思えます。先日の委員会で町長答弁の将来負担率が今の228%から約180%になるというふうに答弁されましたが、根拠というところは詳しくは聞かれませんでした。数年後には今おられる幹部職員さんもおられないかもしれません。町長もおられないかもしれません。でも、住民は町に住み続けるわけなんです。

（「そうだ、そうだ」という者あり）

不安です。私は不承認とさせていただきたいと思えます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 賛成討論をさせていただきたいと思っています。賛否があるのは私も承知してはいますが、私は賛成の立場で署名運動をして参りました。それは何故かと言いますと、お子さんをお持ちのお母さん方から色々な今の、例えば西穴闇保育所はかなり老朽化していると、子どもの安全にとってもとても不安なんだという事がありますし。西穴闇保育所で言えば、耐震補強工事はまだやられていないという事で一番大事にすべき子どもの安心安全がそういう部分で奪われていくという事について私は、保育所ないし幼稚園の立替というのは、ましてしばしば多分無いのではないかというように思っていますし、先ほどから話が出ていますようにより良い、保育、教育という事を保護者と一緒に考えて行っていただくという意味で是非早急に認定こども園の建設を求めて行きたいと思えます。その意味で賛成討論とさせていただきます。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） 私も予算について、賛成の立場で言いたいです。中身につきましては小学校の再編、事業費の入っております。現場で色々な格好というか特色ある教育について頑張っているわけですが、やはり子どもについては教育環境はすごく重要になってくると思えます。保育とか教育につきましても適したというかそういう環境が子どもにとってすごく大事だと思っております。特に小学校の再編事業につきましては、かつて12月でしたっけ、

一般質問もさせていただきましたけども、再編について今、大変気候も変動してまして普通科教室にエアコンを入れて、子ども達が落ち着いて、しっかり学習ができるそういう事も要求させていただいて、これを機に理事者側の方でも、考えて行きたいとか前向きのご意見もありました。絶対にそういうように進めて行っていただきたいと思います。又、子どもたちの就学前の方も、少しでもいいので目に見える形で、そういう保育環境を整えていっていただきたいと思います。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 不承認の討論をさせていただきます。なぜ少子化になってるかという事を考えた場合、お母さんが、女性が子どもを産まないというのが一番は経済的な問題ですよ。私の孫もそうですけども、一人しかいない。二人目はいない。共働きをしないといけない。共働きをしても子どもは二人、三人できたら良いんですけどね。そいしますと経済的な問題が出てくる。もう1つは東京とか横浜のように待機児童がいつもいてて、落ちたとかも出てましたよね、河合町で今の考えでいきますと、待機児童がいてどうにもならないという訳でもなくて、むしろ老朽化してるから建てるんだとか、就学前の教育を考えた時に、認定こども園が全てでは無いんですね。財政が豊かであればいいですけどね、しかしこれから更に財政が厳しくなるから別に認定こども園なくても保育所でも良いわけですよ。老朽化という考え方で新しく作ってくれというのは、箱物を作る時代は終わってると思うんですね。それからもう1つは働き方改革という事を考えた場合に河合町に住んでるお母さん。当然、お母さんはあったら一番良いのは当然のことですよ。しかし、それだけで物を作っていく時代は終わってるんですね。あれば良くなってたらどんどん作っていかないといけなくなりますからね。そういう視点ではなくてこれから5年10年先ね、認定こども園でなくて、就学前のお子さん達をどう教育していくか、保育していくかを前提しないとね、なかなか建てるの作っていいとなってもね、マネジメントの問題が出てくるわけですよ。近くにたくさん保育所とかあるわけですよ、間借りしてる場所もあるわけですよ。一室だけ借りて保育してる所もあるわけですから。そういう事で河合町の財政から見てそんな立派な物を作って良いのかどうかの視点から見て、マーケティングとか教育、保育士さんの確保とか保育士さんの教育どうするかについて、明確案が出てない。そういう事を考えた時に、私は不承認ですけども、しかし承認したからにはそういうものについて、もっと真剣に取り組んでいかんとあ

かんわけですよ。そういう意味では専決したことについては、2年前から言われてるんですけど、私の視点からすると行政の人にとっては、これから競争の時代ですよ。民営も含めて。そういうものに対応できるかどうかなんです。非常にマネジメントの面において非常に危惧してる。建て物だけ建ったらいいというのは行政の仕事ではないのでね。その辺のところ総合的に考えて、あれば良いのは当然のことです。しかしそれで行ったらどんどん、お金を使わないといけないんです。ある財源の中で効率的に使っていく。おそらく5年10年後にお子さんの数、お母さんの働き方はもっと変わってると思うんですね。そういう事を考えた時に、やっぱりこれはどうなのかと思うので将来を見据えた事で行政もタッチしてもらい、責任も取らないといけないわけですからね。そういう意味では、今回の補正、専決については、不承認ですけどもこれからはそういう形でやっていかなければならない、決意も新たにしております。以上です。

(拍手する者あり)

○議長(足田俊文) 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(足田俊文) 多数であります。

よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町一般会計予算)は承認することに決定されました。

◎承認第11号の質疑、討論、採決

○議長(足田俊文) 日程第15、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町国民健康保険特別会計予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第11号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町国民健康保険特別会計予算)は承認することに決定されました。

暫時休憩します。

お昼1時10分から再開します。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時10分

◎承認第12号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 再開します。

日程第16、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(発言する者なし)

○議長(足田俊文) ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第12号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(足田俊文) 多数であります。

よって、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算)は承認することに決定されました。

◎承認第13号の質疑、討論、採決

○議長(足田俊文) 日程第17、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第13号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算）は承認することに決定されました。

◎承認第14号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第18、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河合町下水道事業特別会計予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第14号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河合町下水道事業特別会計予算）は承認することに決定されました。

◎承認第15号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第19、承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第15号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第15号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算)は承認することに決定されました。

◎承認第16号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第20、承認第16号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町介護保険特別会計予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○9番(西村 潔) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 西村議員。

○9番(西村 潔) 介護保険制度で今年から7期という事で今後3年間の保険料もでました。

4%の上昇という事で、特例も含めて条例等が後で出てくると思いますけども。過去に毎年説明を受けるんですけども、国の規則があるという事で予算のたて方が一般の他の特別勘定と違うという事なんですけど。今度、少し詳しく見ますと、保険給付費というのが前年度に比べて1億7,000万円下がってますね。29年度の実績では17億2,000万円ですかね。前年度の

実績は第6期の3ケ年目という事で、それを下回るとなってるわけですね。その他、地域支援事業というのは前年度の予算からプラスになってるわけですね。実績が8,179万円となっていて、ここはプラスになってるわけですね。給付と地域支援事業費は逆になってるんですね。地域支援事業というのは3ケ年の第7期の保険料と需要の関係から連携するとなると、国自身の規則はよく分かりませんが、給付が3ケ年平均でいくと、この地域支援事業も3ケ年平均でいくかどうか。そうしますと、当然マイナスにならないといけないわけですが、この説明が私の頭の中でよく分からないので。具体的には国の規則というルールがあるとしても介護保険というのは保健者が地域ですよ。地方公共団体ですから。例えば国の制度でそれを守らんといかんのかどうかについてのコメントもちょっとお聞きしたいと思います。

○福祉部次長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本次長。

○福祉部次長（杉本正範） 介護保険予算につきましてはおっしゃるとおり、3年間で1期とみなしまして介護保険事業計画というのを立てます。これは介護保険法の117条にうたわれておきまして、地域の実情に応じてニーズを把握して給付の3年間の予想を立てなさいという所で決まっております。それに基づきまして第6期計画に基づいて29年度は予算計上さしてもらってます。その3年間の伸びが6期の当初の計画してた伸びよりも少なかったというところで不要額が出てるんですけども、また第7期にあたりましてはその見直しを行いまして、29年度より30年度の方が下がってしまうという複雑な仕組みになってるんですけども、下がってしまうという結果になっております。地域支援事業におきましては給付費の3%の範囲内でなさいというルールがございます。要支援の方の方が地域支援の方に移行してきているところから地域支援事業の予算が膨らんできているところがございます。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 地域支援事業の人数が増えているのは生活援助を徹底的に減らすと10月からいられてるんですね。そうすると要介護の人でも生活援助が制限をうける。ましてや要支援の人はそうなる。そうしますと、今の答弁では3%の枠内という事になったら当然給付と連動するんじゃないかと思うんですね。それ以上に国の施策として要支援の人が地域支援事業が増えるのか。これは各市町村で見込みたてるわけですからね。そうすると7期の介護保険の給付、需要と供給ですね。保険料出てくるわけですから。当然これも保険料も中に入

ってきてるわけですね。そうすると、今の答弁ですと給付は落ちる、支援事業も給付の一部ですよね。元々から言うと。そうしますと、なぜこの給付がもっと増えるかどうかの分析がこの3年の予想がどうなってるのかについて、人が増えるとか、むしろ制限されるのか、増えるのか、というところですね。この考え方ですと増えるという前提になってるんですね、その点についていかがでしょうか。

○福祉部次長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本次長。

○福祉部次長（杉本正範） 給付費については要支援者、要介護者の部分ですけども地域支援事業につきましては、要支援者の方とか介護予備郡の方に対しての施策でございます。国の方は給付費を抑えるために、地域支援事業において予防事業を充実していきなさいというところでございます。そちらに重点を置くために、そちらの予算が増えていきます。権限の移譲もありますし、地域の方でその分の方をやっていきなさいという国の考え方です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今回の介護保険の値上げの事も含めてですけども、基金について延べたいと思います。平成28年度の基金が1億6,000万円ぐらいある、また29年度については8,000万円ぐらいあるのではないかと聞いてるんですけど今回、不要額も含めて出てきてるという中で7期という事で保険料が新たに決まったわけですけども、この基金については、基金はこの間納めてきた方の余った分という理解をしてるんですけど、そうであれば値上げをせずにこの基金を使って第7期に挑むという発想としてはそう持ってるんですけど、どうお考えですか。

○福祉部次長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本次長。

○福祉部次長（杉本正範） 基金につきましては、おっしゃるとおり29年度末におきましては1億6,100万円なんですけども、29年度は約8,000万円ちょっとぐらいの不要額がでます。この保険料の決定にあたりましては、この内1億7,280万円を取り崩しまして保険料に当てるという、それで保険料の上昇を200円に抑えてるところでございます。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 私はこの間、納めてこられた保険者の方に1億何千万かの取り崩しだけでなく、もっと保険料の値上げを抑えるべきだったのではないかと云ってるんです。

○福祉部次長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本次長。

○福祉部次長（杉本正範） 単純に1億6,000万円と8,000万円足しますと、2億4,000万円となります。ただ、事業費といいますか、給付費が予定よりも少なかった分、国からの貰いすぎの分もありますので、その償還に数千万円ほど見込まれますので、全部取り崩しますともしもの時の為にも、基金は置いておかなければいけないと思いますので、今回は1億7千数百万円の取り崩しという事でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第16号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河合町介護保険特別会計予算）は承認することに決定されました。

◎承認第17号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第21、承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第17号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第17号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町後期高齢者医療医療制度特別会計予算)は承認することに決定されました。

◎承認第18号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第22、承認第18号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町水道事業会計予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番(森尾和正) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 森尾議員。

○7番(森尾和正) 最近水道料金が減っていますがその原因は何ですか。それと水道会計は財政に余裕があり、また一般会計に4億円も貸しているぐらい余裕があります。若い人を呼び込む為にも、最低生活をする水道料金は下げるという考えはありませんか。

○上下水道課長(石田英毅) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 石田課長。

○上下水道課長(石田英毅) お答えさせていただきます。給水収益減少している背景ですが、やはり節水型機器の復旧及び事業所を含めまして節水意識の向上の方が影響されてるのではないかと考えてます。それと、財源の余裕、料金を見直してというお話だと思うんですけど

ど今、企業財政の中でやりくりというのがございます。その中でいくばくかの剰余金は発生してはいますが、やはり今後の施設財源として更新財源としてそちらの剰余金の方も活用したく又、預金の改定、値下げのお話しかないと考えておりますけど、そちらの方にしましても将来的にはそういった時期がくるのかわかりませんが今現在においては、値下げについては考えていない状況でございます。以上でございます。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 水道料金収入の減少が節水型の機器とか意識とおっしゃいましたけどもこれはこっちの想像ですか調査しましたか。例えば、大阪であれば4人家族で3,000円台が水道料金。河合町は倍ぐらい僕らもいってます。僕も水道代が高いので節約してお風呂のお湯で洗濯にしています。それでも大阪の倍です。そやから機器の節水型のになったとかおっしゃいましたけど、高いから節約して、料金を節約してるんちゃいますか。そういう住民からの調査もしてはどうですか。それと河合町で暮らそう、大阪府民も呼び込むような4町でそういう事業もしました。そういう意味からしても、やっぱり将来的には同じには無理でも多少とも下げるといふ方向も考えてはどうですか。

○上下水道課長（石田英毅） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） ただいまのご質問でございます。河合町高いのではないかと。大阪3,000円台じゃないかと。というお話ですが、大阪に関しましては以前もお話しさせていただいたと思いますが、水源こちらの方から河川からの直接取水であるといった形でございます。その点にしておきましては、やはり供給する単価はかなり安価で抑えられている。つまり料金的にも住民さんからいただく料金にしましても安価に設定できる。奈良県におきましては水源がダムといった形になりますので、そちらの方の背景が大きいのではないかと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（森尾和正） あのね。

○議長（疋田俊文） ちょっと待って、2回。

○7番（森尾和正） 2回ですけど、今の答弁もらってない。

○上下水道課長（石田英毅） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） 失礼しました。調査といいますか、私ども調定と言いまして毎月検針、こちらの作業を行っております、それに対しますおいくらという、調定と申しますけどそちらの方を書かせていただいております。その積み上げ、要は料金収入が最終的な話しになるわけですが、それが積み上げの段階で前年度と減っていくといった形でございます。そちらが申し訳ございませんが高いから節水されているのか、その辺の状況というのが調査していない状況でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 水道でちょっと質疑させていただきます。水道会計の方から平成16年度に4億円というお金が一般会計の方へ行き、それが再来年からですか、分割で返していただけるという事なんですけど、先ほど課長の方からも剰余金も少しです。今後、県水の方へ繋げていくので、今までよりは水道料金は下がるのではないかなと、いう話も過去には聞いたことあるんですけども、森尾議員からも答弁あったんですけども、やはり少しでも、本当にわずかでもいいから下げるとい事はいかがでしょうか。現時点というより、多少、月に100円、200円、300円でも下げるとい町の心意気というところをお見せできることはできますでしょうか。

○上下水道課長（石田英毅） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） 料金値下げの件でございます。現在、河合町の背景としまして近隣と比較しましてかなり安価な設定という形にさせていただいております、先ほど申し上げましたように、歳出の方を極力圧縮いたしまして、経営努力に努めているところでございます。更なる値下げといった形でございますけども、背景としましても我々がこれから注視しなければならないのはやはり県水の単価、私とこの入水というのか、やはり60%強の県水の入水量保っておりますので、そちらが顕著に反映されるのではないか、その中で県水の単価がというお話し、これは他力本願の話しではございませんけども、その辺は注視してまいりたいと考えて参りたいと思います。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 私の聞きたいのは、少しでも下げる気があるのかな。という所なんです

けども、下げたい課長のお気持ちとしては町としては、下げようというぐらいの心構えはあるのかなというところでお聞かせ下さい。

○上下水道課長（石田英毅） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） やはり、水道料金というのは住民の皆さんの生活に直結している部分だと重々認識はさせていただいております。下げるといった議論ですけども、やはり先ほど申しあげましたように今後の背景におきまして、そういった議論は発生するのではないかと、ただ、現在におきましては径軽と値下げとといった、生き延びといったお話しは私は出来ない状況でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4（馬場千恵子） 水道会計の中で、ミニ広域化というのが進められてつつありますけども、予算書の中で資本的資質のところでの予算がどのように使われるかという事で全員協議会で質問させてもらった時に県水直結する整備に使われてるというご説明いただいたんですけども。県水をこれから買っていくという中で県水と直結するための費用をどの程度河合町が持たなければならないのかという事で自己水を無くして、県水一本化していく方向で近隣の市町村でもそうなってるんですけど、そうすると水道料金についても河合町だけ特別にっていうのもなかなか難しくなっていくのではないかという気もしますし、県水を買うのに河合町の負担が億単位で出て行くのも、腑に落ちないというか、ここの整備に7,100万円とか1,900万円、2,000万円ほどついてるという事で予算化されてるんですけども、それについても、どの程度まで河合町が負担して県の施策に乗っていかないといけないのかと思います。中山台の給水塔ですけどもそれについても今後どうなっていくのか地域の方について、すごく心配でもあるし、不安の種でもあると思うんです。今後のあり方についてもどのような形で防災の時の水を確保しながら、あの給水塔を無くして行くのかという計画を分かりやすく住民に示すべきだと思うんですけど、その点についても述べてもらいたいと思います。

○上下水道課長（石田英毅） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） 今回、平成30年度で資本的支出といたしまして、計上させていただきました金額でございます。ご説明させていただいてますように、県水直結。県水直結

と言いますのは、西大和排水地の除却という前段がございます。それに伴う県水の直結という事でございます。それに対しまして、県水の方も費用負担という形で直結に関しましての負担はしていただいております。その負担割合のという話しでこういった数字になっているところがございます。それと西大和の配水タンク、今後の在り方についての話でございます。私どもが考えておりますのは、事業におきましてタンクの除却に関しましてどういった方向でやるのかとか今後、跡地をどうするのか、その具体的な話までいけるかどうか分かりませんが、例えば今後のバックアップ用のタンクの話でありますとか、そういった形の住民のご不満を払拭できるような話し、そちらの方のご説明、住民説明会のような形でさせていただきたい、地元説明会ともうしますか、そういった体制で望みたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4（馬場千恵子） 県水を引くにあたっての負担割合がだいたいどれぐらいになるのかも知りたいんですけども、それと今後、広域化という事で色々なことが奈良モデルという形で標語から始まって今年から国保が始まったおいう事で、どんどん進められてるんですけども、水道の方もミニ広域化を越えて全県1つになっていくとなると、水道料金をもっと心配になっていくんですけども、その辺りの見通しとかはどんな感じでしょうか。

○上下水道課長（石田英毅） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） まず、先ほどのお話しでございます。タンクの除却ということで県水の直結工事、県の水道局においてやっていただくと。具体的なパーセンテージというのは手もとにございませんけども、ただ費用割合というますか費用負担区分というのが前段でございます。例えば県水が現在、西大和配水地に給水している県の導水管がございます。そちらもかなり変えていかななくてはならないといった、投資額が見込まれてます。それに対する配水の方に関しまして、我々はその辺を整備せなければならぬといったそういった一体的に事業を行う、県と町と一体的に行う背景でございます。それと県の一体化の話しでございます。こちらに関しましては、改めまして全員協議会開催をお願いする形でご説明というのをさせていただきたい。それに対しまして、議員がおっしゃいましたように、最終的に料金体制どうなってるのか、県におきましても、県の地域政策課、県の水道局におきましてそういう構想は打ち出されてますけども、動き出したばかりともうしますか検討会が1回開

催されただけであります。今後におきましては色々な議論の中で各市町村がどういった話しを出されるのか、私どもも住民に不利益にならないようにお話しを申し上げていく所存でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 水道事業につきましては発生主義で事業会計という事で、みやすい分かりやすいという1つの事例と思うんですね。長期的な見方とか色々出てくると思うんですけど、例えば引当金の注釈に書いてあるように、引当金の計上方法による退職給付金引当金、賞与引当金、貸倒引当金と3つあるんですね。9ページのところで引当金も性質によって固定資産にあげるとか、流動資産にあげるとか、負債の方にあげてるという事なんですけどね、この投資部門の中で貸倒引当金が0になってるね、これマイナス740万、これの内訳を教えてくださいのと、流動資産の中で貸倒引当金が1,000万円ほどあるんですね、これもマイナスになってる。この2つですね。それと注釈の12ページの期末の勤務手当とは別にして、貸倒引当金が248万3,000円。これが予定されてる。この引当金は多分、一般債権とか回収不能だという事ですけど、こういう引当金で債権を処理する場合ですね、この取り崩すというこの債権の中身ですね、水道料金が回収できてないとか、例えば5年間滞納あるとかがあると思うんですけど、248万というのは今年度予想されてるというのはどういう条件であげてるのかについて説明をお願いしたいです。

○上下水道課長（石田英毅） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） 引当金の3項目でございます。賞与引当金ともうしますのが、企業会計法でうたわれております、賃金の年間における4ヶ月分、12月から3月分を計上しなさいといったルールがございます。その旨で計上させていただいてる金額でございます。貸倒引当金のマイナスの方ですけども、会計処理上で過去においての対象額を控除しなければなりません、そういった形でございますのでマイナスといった計上になっております。それと貸倒引当金の債権という形で書いております。これが平成30年度で発生するであろう、議員がおっしゃいましたように徴収できないであろうと予測立てた予算金額でございます。私どもといたしましては、対象年度から徴収にあたりましては5年間徴収にあたりまして、そちらを不納欠損といった形でそれを経過する分については不納欠損といった形で対応させ

ていただいておりますけども、こちらの方、不納欠損と申しますのは当然債権放棄ではございません。徴収停止といった性質のものでございます。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 唯一の事業、発生主義による会計という事ですね。以前から改善は色々されてると思うんですね。さらに良いますと、中期表というのがあるんですね、これで概要が分かるんですけどもここの中に、投資の貸付金というのがあるんですね。4億。これ一切何も出てないんですね。これは何ルールがあるのか、貸付金に対する利息とか期間は出てくるわけですよね。こういうのは、一切出ない、ルールがあって出さなくて良いという事なんですよね。私としては民間の会計原則では以前は建築業界は補償という行為は今までは出てこないんですね、しかし補償行為という事は負担する事ですからこれを出さないといけないという事ですよね。そうすると4億の貸付という事ですから貸付リスクをどう判断するかを第三者に知らしめていかないといけない。これは河合町の一般会計と水道の関係だけでは納まらないんですよ。元々4億を貸したのは、ペイオフがあるからとかの話があって、他で運用先があれば当然するわけですから、あまりリスクをとるのも問題ですから。情報公開とする上では中期表というのをもう少し分かりやすい形でやっていただきたい。これについては以前にも注文をさせてもらった事あるんですけど、その後会計原則上そういう事をすべきでないのか、あるいはする事もできるのかの回答をお願いします。

○上下水道課長（石田英毅） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） 中期表の話しでございます。私どもこういう形で記載させていただいてます内容としましては、地方公営企業法に法りましてこういう手立で作成しなければならないというよりも、しなさいといった形のそれに基づく部分で記載させていただいてます。その中で先だってもそういうお話ございました、その中で投資の中の長期貸付金ですね、そちらの部分の返済方法でありますとかの明記をすべきかどうか、その辺はただいま勉強中でございますので、また、お示しさせていただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第18号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第18号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町水道事業会計予算)は承認することに決定されました。

◎承認第19号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第23、承認第19号 専決処分の承認を求めることについて(河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例制定)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第19号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第19号 専決処分の承認を求めることについて(河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例制定)は承認することに決定されました。

◎承認第20号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第24、承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第20号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正）は承認することに決定されました。

◎承認第21号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第25、承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第21号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第21号 専決処分の承認を求めることについて(河合町国民健康保険税条例の一部改正)は承認することに決定されました。

◎承認第22号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第26、承認第22号 専決処分の承認を求めることについて(河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第22号 専決処分の承認を求めることについて(河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)は承認することに決定されました。

◎承認第23号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第27、承認第23号 専決処分の承認を求めることについて（河合町介護保険条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第23号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第23号 専決処分の承認を求めることについて（河合町介護保険条例の一部改正）は承認することに決定されました。

◎承認第24号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第28、承認第24号 専決処分の承認を求めることについて（河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第24号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第24号 専決処分の承認を求めることについて(河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)は承認することに決定されました。

◎承認第25号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第29、承認第25号 専決処分の承認を求めることについて(河合町指定地域密着型サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第25号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第25号 専決処分の承認を求めることについて(河合町指定地域密着型サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)は承認することに決定されました。

◎承認第26号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第30、承認第26号 専決処分の承認を求めることについて（河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第26号 専決処分の承認を求めることについて（河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）は承認することに決定されました。

◎承認第27号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第31、承認第27号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第27号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(足田俊文) 多数であります。

よって、承認第27号 専決処分の承認を求めることについて(河合町国民健康保険条例の一部改正)は承認することに決定されました。

◎承認第28号の質疑、討論、採決

○議長(足田俊文) 日程第32、承認第28号 専決処分の承認を求めることについて(河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第28号 専決処分の承認を求めることについて（河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）は承認することに決定されました。

◎承認第29号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第33、承認第29号 専決処分の承認を求めることについて（町長の給与の減額に関する条例の制定）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 全員協議会でも意見を言いましたけども、自治法に基づかない処理をずっとしてきたという事に対して、今回非常に重大な責任があるかと思います。今、このように減給という事を出されてますけども、責任の重大さも含めまして今後の自体の推移によってはさらなる責任も必要になるかもしれません。そういった事にたいしてもっと深刻にこの事の重大さを受け止めていただきたいという事を述べさせていただきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 特定の事案に対して町長自らが減額という事で、この条例ではその中身がよくわからない。例えば5年後、10年後に見たときに、何故こういう減額になったのか、どうして20パーセント減額したのか。色々この件に対して、これから出てくるかどうかわかりませんが、あとの所にも関係してきますけども。そういう算出とといいますか、町長のお考えが、こういう結果、こういう数字になったという事に対してコメントがあるのか、無いのか。もし答弁いただければ回答お願いしたいと思います。

○町長（岡井康徳） はい。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（岡井康徳） 減額をして注文をつけられて大変な職業だなと思います。しかし、先ほ
どから質問ありましたように今以上の問題が仮に出てきた時に責任の取り方は色々あると思
うんです。ただ、給料の減額ではなしに辞めるという選択もあるだろうと思います。色々な
選択肢を踏まえながら今回、減額でいかがでしょうかという提案をさせていただいてるとこ
ろでございます。ですから、今後どうなるかは全く予想だにつきませんが、色々な事で町長
の責任だという事になれば色々な責任の取り方を考えていきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第29号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第29号 専決処分の承認を求めることについて（町長の給与の減額に関する
条例の制定正）は承認することに決定されました。

15分間暫時休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時14分

◎承認第30号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 再開します。

日程第34、承認第30号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で非常勤の

ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○4番(馬場千恵子) 今回、参与嘱託員の設置という事ですけども、河合町の職員3役を務めて日々努力されてる。また職員の方も力のある方もおられるかと思うんです。その中で新たな職という事なんですけども、職員の方に今以上に力を発揮していただいて、財政の厳しい中を新たな役職を設けるのではなく、切り抜けてもらいたいと思います。そう意味で職員が自分達の持つてる力を発揮していく中で配置も含めてでしようが、その辺は分かりませんが、力を発揮して乗り越えていくという事で新たな職責を設けて進めていくという事は反対したいと思います。

○6番(岡田康則) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 岡田議員。

○6番(岡田康則) 河合町には警察のOBの方が3名おられるという事で、この前委員会で報告受けたんですけども、私の話した人が警察OBで元所長さんで位で言うと刑事やったのかなと思うんですけど、その方一人で十分ではないのかと、そしてその方にもっと色々な所で発揮していただくという事でお一人で、と言うのは馬場議員も言われたように財政がもう少し好転するまでは、その方に多方面で活躍していただいた方が良いのかと思います。それと警察の方が本庁に来られるのはどういう経緯で来られるのか、警察の本部の方からこういう人がおられますけども、町の方に座っていただいたらどうでしょうか。とかどういうような経緯で座ってられるのかお聞かせ願います。

○総務部長(福井敏夫) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 福井部長。

○総務部長(福井敏夫) 今の質問についてお答えさせていただきます。まず、警察OBが3人という事でございます。個々に、例えば家賃の徴収に行っていたりとか交通安全の巡視員さんに来ていただいて交通安全の仕事をしていただくとか、あるいは役場の全体としてのコンプライアンスとかやっていたりとか、個々に役割は分担してながらやっていたりしているものでございます。紹介という形なんですけども、例えば警察へ誰か良い方がおられないとか問い合わせたり、あるいは警察の幹部の方からどなたかいてないかと問合せ、そ

ういう形で県警の方と連絡を取りながら採用させていただいたものでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第30号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）は承認することに決定されました。

◎承認第31号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第35、承認第31号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第31号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第31号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）は承認することに決定されました。

◎承認第32号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第36、承認第32号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第32号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第32号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）は承認することに決定されました。

◎承認第33号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第37、承認第33号 専決処分の承認を求めることについて（河合町不適切事務処理等再発防止検討委員会設置条例の制定）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 33号ですけども、河合町不適切事務処理等再発防止委員会がもう過去に1回開かれたと思うんですけども、議会に対してまして、こんな事ができました。こういう事が決まりました。までは無いと思うんですけども、説明が全然無かったわけなんですね、これはやっぱり教えてほしい。守秘義務があるには私たちも守りますのでね、そういう考えなのかお聞かせ願いますか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 当委員会ですけども、4月27日の1回目、5月21日の2回目、現在2回開催しております。その中で色々な内容等を検討等をしていただいているところです。委員会の一番初めの取組みとしまして、結論が出るまでは資料、あるいは内容が外部に出ないように注意したい。会議は非公開にさせていただきます。ただ、議事録につきましては各構成員に確認していただいた後に講評したいという事で、この委員会の中で決めていただいたところでございます。構成員の中に議員さん2名入っていただいておりますので、その辺も含めまして、当然形として提言書というのが委員会から出されれば、議会の方に図らせていただいてその上で対応させて頂くよう考えておりますのでよろしくお願い致します。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この委員会ですけども、名前が不適切な事務処理となっておりますけども私は兼ねてから不適切な事務処理ではなくて、自治法を遵守していく事という事でその一文を入れてもらいたいなど、遵守することで再発防止するというように徹底していかない限り再発防止は難しいと思います。それと、検討内容そのものは町民の皆様が注目をしている中身だと思えます。ですから公開を原則とするべきではないかと思っております。審議の状況や情報を開示して進めてもらいたいと思えます。特にプライバシーとか個人情報とかあるかもしれませんので、その辺りも配慮しながら基本的には審議の情報開示に努めていく、傍聴も可能にしていく形で進めてもらいたいと思えます。少なくとも議会の方の代表2名出てますけども、議員等の傍聴も含めて検討してもらえたらと思えます。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 今いただいたご意見、委員会の方へ図らせていただかなければ私たちの方から討議することはできませんので、また委員長、委員会の皆様に確認をさせていただきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） この条例の第1条の目的というのがありますね。これについて質問したいと思います。第1条の設置目的では再発防止策と職員の服務規律の確保について具体的な対策を検討するとなってるんですね。これに関連して委員会がどういう形でどういう内容で答申をするのか、提言をするのか分からないですけどね、そうしますと先ほど町長が責任をとって減給という事になったんですけど、そうするとこれに関連しますと職員の処罰の問題が起こってくるのか、起こってこないのかあるいは検討すべきなのかしなくていいのか。これについて、条例の中ではうたってないんですね。そうしますともし委員会で何もそういう案が出てこなければ、こういう不始末に対して、不祥事に対して過去の事なんですけどね、これは前向きにどうしようかという事になってるんですけど、そういう物の取り扱いについてはですね、ここにはうたってないという事ですから、議論ができないのかどうか、委員がこれについてどうかということについてですね、提案したところでこういう物は対象外というのかあるいは職員の中で町長の方針に基づいてですね、この結果が出たときに懲罰を科すのか科さないのか減給するのকাশないのか、という所が明確になっていないので、条例案としてはどういう内容で進めていったらいいのか、文言どうりであれば職員の懲罰については全く減給できないという事になるんですけども、条例を総案したときの考え方、これからの防止策、具体的にどうすると、それに対して過去どういう経緯があったかについては行政側がそれぞれこういう経緯でやってるから内部的に検討委員会を設けてるとい話しだったのでそういう問題に波及していくのか。この条例案から見たら不透明であるのでこれについてどう考えてるか質問させていただきます。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 不適切事務処理等再発防止委員会におきましては、事実関係の掌握、

減給面、再発防止策、その辺を客観的に外部第3者の目で判断していただくという意味で強力をお願いしたいと思います。提言をいただきまして、それを真摯に受け止め、改善する所、対応する所を取り組んで参りたいと考えてます。提言出まして、関係職員の処分というところに踏みこまないといけません、それにつきましては現在、河合町の分限懲戒審査委員会を設けております。そこにおきまして、適正に判断させてもらいたいと考えております。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） この条例の案とは別に、委員会で結論を出して提言をする。そうすると提言内容はどうなるか分からないですね。そこで例えば懲罰的な問題が減給されるのかわからないですけど、それが含まなければ、先ほど答弁ありましたように懲罰的な案件等は出てこないと理解してよろしいですか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） まず、私ども事務局の方から委員会の方向性、検討内容について申し上げるといのはおかしいので、その辺につきましては委員会の中で判断していただく事かなと考えております。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 不適切事務処理ですけど、これは行政マンがきっちりしていたら、こういう防止委員会はいりません。この委員会によって再発防止は防げると思いませんか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 防げるか防げないかということですが、当然やってはならない事で認識で対応しております。そういうところから、職員の研修、あるいはそれを防ぐ色々な体制づくりを提言いただきまして、きちんと対応させていただいて、二度と繰り返すことの無いように対応してまいりたいと考えてます。よろしくご理解の程お願いします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第33号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第33号 専決処分の承認を求めることについて(河合町不適切事務処理等再発防止検討委員会設置条例の制定)は承認することに決定されました。

3時まで暫時休憩します。

休憩 午後2時30分

再開 午後3時00分

◎閉会の宣告

○議長(疋田俊文) 再開します。

今期臨時会に付議された案件は、すべて議了しました。

(約20秒 沈黙有り)

○議長(疋田俊文) よって、平成30年度第4回臨時会は、閉会することに決定しました。

閉会 午後3時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 中 尾 伊 佐 男

署 名 議 員 辻 井 賢 治